

特定給付金等の迅速かつ確実な給付のための 給付名簿等の作成等に関する法律案概要

第1 趣旨

この法律は、特定給付金等が受給権者に迅速かつ確実に給付されるようとするため、給付名簿の作成等について定めるとともに、給付名簿情報の正確性の確保及び給付名簿の作成等に関する事務の効率的な処理に資するための口座名簿の作成その他必要な事項を定めるものとすること。

第2 定義

- 1 「特定給付金等」とは、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある災害若しくは感染症が発生した場合に行政機関等が給付する金銭若しくは物品であって政令で指定するもの又は経済事情の急激な変動による影響を緩和するために行政機関等が給付する金銭若しくは物品であって政令で指定するものをいうこと。
- 2 「給付名簿」とは、特定給付金等の給付を実施するための基礎とする名簿をいうこと。
- 3 「口座名簿」とは、特定給付金等その他の公的給付又は国税に係る還付金等の振込みに利用することができる預金口座又は貯金口座に係る名簿をいうこと。

第3 給付名簿の作成等

- 1 行政機関等の長は、特定給付金等を給付しようとするときは、当該特定給付金等に係る給付名簿を作成すること。
- 2 給付名簿には、特定給付金等を受けるべき者に関し、個人番号及び口座番号等の預貯金者情報（金銭給付の場合に限る。）のほか、①氏名、②生年月日、③住所、④電話番号、電子メールアドレス等の連絡先等を記載すること。
- 3 行政機関等の長は、給付名簿情報を適切に管理すること。

第4 口座名簿の作成等

- 1 内閣総理大臣は、給付名簿情報の正確性の確保及び給付名簿の作成等に関する事務の効率的な処理に資するため、個人の申出に基づき、口座名簿を作成すること。
- 2 1の申出は、マイナポータルを利用して行うものとすること。
- 3 国税庁長官、厚生労働大臣又は地方公共団体の長が、公的給付の請求手続又は国税等の還付申告手続が行われる際に個人番号及び口座番号等の預貯金者情報等を取得するときは、それらの手続を行う者の同意を得て、これらの情報を内閣総理大臣に提供できること。この場合において、当該同意をした者は、1の申出をしたものとみなし、内閣総理大臣は、当該提供された情報に基づき、口座名簿を作成すること。
- 4 口座名簿には、1の申出をした者に関し、個人番号及び口座番号等の預貯金者情報のほか、①氏名、②生年月日、③住所、④電話番号、電子メールアドレス等の連絡先等を記載すること。
- 5 内閣総理大臣は、口座名簿情報を適切に管理すること。

第5 給付名簿作成等事務を処理する場合等における口座名簿情報の提供 (マイナンバー法の別表第二の改正)

- 1 内閣総理大臣は、行政機関等の長から、給付名簿の作成等に関する事務を処理するために必要な口座名簿情報（口座関係情報に限る。）の提供を求められた場合には、情報提供ネットワークシステムを使用して提供することができるることとすること。
- 2 1のほか、内閣総理大臣は、以下の事務を処理するために必要な口座名簿情報（口座関係情報に限る。）の提供を求められた場合には、情報提供ネットワークシステムを使用して提供することができることとすること。
 - ① 緊急小口資金貸付の実施に関する事務
 - ② 雇用調整助成金の給付に関する事務
 - ③ 被災者生活再建支援金の給付に関する事務

第6 施行期日等

1 施行期日

公布の日から施行すること。

2 検討

- (1) 政府は、金融機関等が預貯金者から適切に個人番号の提供を受ける方策について検討を行うに当たっては、緊急時において行政機関等の事務の正確性の確保及び効率化を通じて迅速かつ確実に給付金の給付を行うことができるようになると、災害時においてあらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払が確実に行われるようになるとともに、預金保険機構の役割も含め早期に当該検討の結果を得、当該結果に基づき、この法律の施行後1年以内を目途として必要な法制上の措置を講ずるものとすること。
- (2) 政府は、地方公共団体が住民に関する事務を処理するための情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保のための措置について速やかに検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとすること。
- (3) 政府は、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、特定給付金等が受給権者に一層迅速かつ確実に給付されるようになるための方策、受給権者が特定給付金等をより簡便な方法で受けることができるようになるための方策等について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとすること。

3 その他

所要の規定の整備を行うこと。